平成２２年（フ）第７８号
愛媛県松山市山越町460番地２　本町団地２棟31号
債務者　石井小百合
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７号
福岡県嘉麻市平1052番地２
債務者　眞杉八十雄
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第８号
福岡県嘉麻市平1052番地２
債務者　眞杉チヅル
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１５号
福岡県飯塚市花瀬236番地５　市営黒萩住宅２棟236号
債務者　縄田　優子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第６８３号
宮崎市吉村町境目甲1520番地10
債務者　屋木　健寿
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９２号
宮崎市曽師町206番地　清和荘202号
債務者　鶴田　泰徳
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１９号
宮崎市大塚町水流5221番地６
債務者　仁田脇冨二男
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町２番22―36号
債務者　日高　功雄
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２号
沖縄県石垣市字登野城246番地
債務者　宮城　叶子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第４号
沖縄県石垣市八島町２丁目12番地の３
債務者　伊礼　真輝
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第１０号
茨城県龍ケ崎市小柴４丁目２番地Ａ９―３
債務者　下重　公子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
茨城県稲敷市中山1344番地３
債務者　鴻巣ユキエ
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘５丁目16番地11
債務者　小西　　舞
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
茨城県牛久市上柏田２丁目31番地２フランソワ102号
債務者　稲葉　時夫
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
長野県下伊那郡高森町下市田1111番地６
債務者　宮入　康徳
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２１号
兵庫県西宮市東鳴尾町１丁目７番５号
債務者　中西菜穂子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１０号
兵庫県西宮市堤町２番42号、前住所兵庫県伊丹市池尻１丁目197番地パストラル昆陽606号
債務者　大嶋　功二
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４号
長崎県西彼杵郡時津町浦郷102番地１
債務者　安田　一歩
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係